

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の使途の状況

地方消費税交付金（社会保障財源化分）決算額 1,110,772千円

単位：千円

充当対象事業	事業費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	市債	その他	充当額	その他	
社会福祉	障害者福祉事業	2,028,722	1,291,770	0	50,639	112,101	574,212
	高齢者福祉事業	220,148	5,147	0	22,528	31,438	161,035
	児童福祉事業	4,970,691	1,993,130	0	246,995	446,006	2,284,560
	母子福祉事業	41,494	19,540	0	2,172	3,231	16,551
	生活保護扶助事業	1,238,762	911,473	0	8,365	52,093	266,831
	その他	113,142	9,714	0	3,841	16,266	83,321
	小計	8,612,959	4,230,774	0	334,540	661,135	3,386,510
社会保険	国民健康保険事業	524,000	266,084	0	0	42,128	215,788
	介護保険事業	965,353	10,667	0	2,905	155,462	796,319
	後期高齢者医療事業	1,095,805	179,155	0	0	149,724	766,926
	小計	2,585,158	455,906	0	2,905	347,314	1,779,033
保健衛生	高齢者医療事業	197,171	75,404	0	31,719	14,708	75,340
	疾病予防事業	286,115	34,219	0	106,971	23,672	121,253
	健康増進事業	482,136	26,876	0	159,710	48,275	247,275
	母子保健事業	160,641	74,667	0	398	13,978	71,598
	診療所運営事業	69,643	0	0	59,296	1,690	8,657
	小計	1,195,706	211,166	0	358,094	102,323	524,123
合計	12,393,823	4,897,846	0	695,539	1,110,772	5,689,666	

※ 消費税率が引き上げられたことによる増収分については、地方税法第72条の116により、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものとする。」とされており、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分し、充当しています。

※ 介護保険事業については、平成30年4月より保険者を東三河広域連合に統合したため、東三河広域連合への負担金等に充当しています。